

令和2年 5月 1日
かつらぎ町教育委員会

保護者の皆様へ【臨時休業期間の延長について】

保護者の皆様には、臨時休業に際して、ご理解・ご協力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、和歌山県内では、感染者数の増加に加え、橋本保健所管内で複数の感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

これらのことから、検討・協議の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、幼稚園の臨時休業を延長することとし、以下の通り対応してまいりますので、園児はもとより保護者の皆様にはまことにご迷惑・ご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況等を踏まえて、休業期間等については変更することがあります。

記

1 幼稚園の休業期間の延長

休業期間 令和2年5月31日（日）まで

2 休業期間中（土日祝日は除く。）で、ご家庭での保育がどうしてもできない場合は、幼稚園でお子さんをお預かりしますので、幼稚園にご相談ください。

なお、昼食（弁当）については、各ご家庭でご持参くださるようお願いいたします。

また、休業期間中はお子さんの検温状況並びに体調等を必ず記録しておいてください。

3 休業期間中の園児へ対応

幼稚園では、園児の健康状態等の把握のため、ご家庭と連携を取りながら対応します。